

令和7年12月

播磨町議会定例会議案

議案第 55 号

第5次播磨町総合計画後期基本計画策定の件

第5次播磨町総合計画の後期基本計画を「別冊」のとおり策定したいので、播磨町議会基本条例（平成22年条例第18号）第10条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 56 号

物品購入契約締結の件

令和7年10月1日付で入札に付した災害用簡易水洗式トイレ購入について、下記により物品購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 災害用簡易水洗式トイレ購入
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 ¥14,993,000. -
(うち消費税及び地方消費税の額 ¥1,363,000. -)
- 4 契約の相手方 兵庫県神戸市中央区山本通4丁目22番30号
株式会社建部
代表取締役 建部 陽

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 57 号

播磨町いきる・そだつ・まもる・子どもの権利条例制定の件

播磨町いきる・そだつ・まもる・子どもの権利条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町いきる・そだつ・まもる・子どもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 こどもにとって大切な権利（第6条—第10条）

第3章 生活の場における子どもの権利の保障（第11条—第14条）

第4章 子どもの権利に関する基本的な施策等（第15条—第18条）

第5章 子どもの権利に関する相談、救済等（第19条—第32条）

第6章 条例の推進体制（第33条・第34条）

第7章 雜則（第35条・第36条）

附則

私たちは、播磨町に住む子どもです。

私たちは、日々の生活の中で、もっと自分の意見を聞いてほしい、もっと受け止めてほしい、もっと認めてほしいと感じています。また、もっと自由に、もっと学びたい、もっと自分らしくいたいと感じたりしています。

危険なことや悲しいことがあったときも、自分という個性が尊重され、心の安全が守られながら、快適に、安心して幸せに生きたいと思っています。

そして、よく食べて、よく遊び、よく知って、よく寝て、プライバシーも守られながら、自分らしく、将来の夢を実現したいと願っています。

私たちがもっとも大切だと考えるのは、一人ひとりが自分らしくあるために、個人として尊重されることです。これが保障されなければ、人は幸せに生きることが難しくなります。

私たちが考える「尊重」とは、他者の存在や価値、他者の人格を認め、他者の意見を大切に扱うことです。個人として尊重し合うことは、さまざまな問題を解決する上の基本であり、お互いに気持ちよく過ごせるための基礎でもあります。

また、個人として尊重されるためには、お金があるかないか、障がいがあるかないかなどによって差別されないことも大切です。

私たちは、一人ひとりが人格を持つ者として尊重されるために、私たちの意見や声をしっかりと聽かれることも、とても大事だと考えています。

私たちは、ここに、「子どもの権利」があることを確認します。

私たちには、個人として尊重される権利、差別されない権利、意見を自由に表明し、これを受け止めてもらう権利、学びながら成長する権利、自分にとってもっとよいことを共に考えてもらう権利などがあります。

この条例は、子どもの権利条約を踏まえ、私たちが持っている権利を改めて明らかにするとともに、私たちだけでなく、将来のこどもたちのために、子どもの権利が守られる播磨町になってほしいという願いを込めて、私たちが播磨町に制定を求めるものです。

この条例に書かれている内容は、家族、先生、地域の人々、町役場の人々など、播磨町に関わるすべての人たちに守ってもらいたいです。

また、こどもたち同士でも、この条例で定められた権利を互いに尊重し合うことが必要です。

播磨町には、おとなたちがこどもの権利を学ぶ機会をつくり、こどもたちが安心して暮らせるよう、危険な場所をなくすなどして、より一層安全なまちになってもらいたいです。

何よりも、こどもの意見を聴き、こどもも人格を持つ主体であることを尊重したまちになってほしいです。

また、誰もが孤独にならず、誰一人取り残されないまちになってほしいです。

さらに、こどもの最善の利益が守られ、意見を表明する権利、他者と関わりながら成長する権利、一人ひとりのペースに合った学習の権利だけでなく、休憩する権利や遊ぶ権利など、こどものさまざまな権利が守られるまちになってほしいです。

もし、こどもが自分の権利が守られていないと感じたときに、相談できる場所もつくってほしいです。そして、こどもの権利が守られているかを定期的に調査し、その調査結果を公表してほしいと考えます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、播磨町に関わる全てのこどもの権利を保障し、播磨町全体でこどもを支え合う仕組みを定めることにより、こどもが自分らしく生き、育つことができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者又はこれと同等に心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わりこどもを養育する者をいう。
- (3) 町民等 播磨町内に住所を有する者、播磨町内にあるこども関係施設に在籍する者、播磨町内にある事務所又は事業所に勤務する者及び播磨町内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (4) こども関係施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他のこどもが育ち、学び、又は活動するための施設をいう。
- (5) こども支援センター 播磨町教育委員会が中心となり、こどもたちの成長段階に応じて継続的にこどもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等の様々な分野と連携し、重層的かつ総合的にこどもを支援する仕組みを構築し、こどもの最善の利益（こども基本法第3条第4号に規定する最善の利益をいう。以下同じ。）を実現するための組織をいう。
- (6) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。
- (7) 体罰等 しつけ、懲戒、指導その他名目のいかんを問わず身体的又は精神的な苦痛を与えることをいう。

(8) いじめ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定するいじめをいう。

(基本理念)

第3条 こどもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければならない。

(1) こども又は保護者の生まれ育った環境、状況、人種、国籍、障害の有無等にかかわらず、差別されること。

(2) こどもの最善の利益が優先して考慮されること。

(3) こどもは生きる権利を有し、その健やかな成長及び発達が可能な限り確保されること。

(4) 自らに影響を及ぼす全ての事項について意見を表明することができること及びその意見がその子どもの年齢及び発達の程度に応じて、十分に尊重されること。

(5) 自らが権利の主体であり、その権利を自ら行使することができること及びその権利の行使に当たって必要な支援を受けられること。

(播磨町等の役割)

第4条 播磨町は、こどもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、これを保障しなければならない。

2 保護者は、その養育する子どもの養育及び発達について第一義的に責任を有していることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

3 こども関係施設の設置者及び管理者は、当該こども関係施設において子どもの権利を保障しなければならない。

4 町民等は、家庭、こども関係施設又は地域の中で相互に連携し、及び協力し、子どもの権利を保障しなければならない。

(連携等)

第5条 播磨町は、子どもの権利の保障に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体並びに保護者、町民等、こども関係施設、こども支援センター及び子どもの権利擁護に取り組む団体等との連携又は協働に努めなければならない。

2 播磨町は、子どもの権利の保障に資するため、町民等、こども関係施設及び子どもの権利擁護に取り組む団体等が相互に連携することができるよう、必要な支援を行わなければならぬ。

第2章 こどもにとって大切な権利

(子どもの権利の保障等)

第6条 この章に規定する権利は、子どもが成長及び発達していくために大切な子どもの権利として保障されなければならない。

2 こどもは、自らの権利を大切にするとともに他者の権利を尊重することができる力を身に付けるために、必要な支援を受けることができる。

(安心して生きる権利)

第7条 こどもは、安心して生きるために、主として次に掲げる権利を有する。

(1) 命が守られ、個人として尊重されること。

(2) 愛情及び理解をもって育まれること。

- (3) あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。
- (4) あらゆる身体的若しくは精神的な暴力を受けないこと又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられること。
- (6) 平和及び安全な環境の下で生活できること。
- (7) 困っていること及び不安に思っていることについて相談できること。

(自分らしく育つ権利)

第8条 こどもは、自分らしく育つために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 個性及び他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 遊ぶこと、休むこと及び余暇を持つことができること。
- (3) 年齢及び理解の程度に応じて学ぶこと。
- (4) 芸術、文化、運動及び自然に親しむこと。
- (5) 自らに関係することについて、必要な助言、情報の提供その他の援助を受け、年齢及び発達の程度に応じて自分で考え決めることができること。
- (6) 地域及び社会の活動に参加すること。
- (7) 安心して過ごすことができる居場所が確保されること。

(守られる権利)

第9条 こどもは、心身を傷つけるものから守るために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) あらゆる搾取から守られること。
- (3) こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自らの意思及び考えが尊重されること。
- (5) 自らに関する情報が不適に収集され、利用されないこと。
- (6) 誇りを傷つけられないこと。

(意見表明及び参加する権利)

第10条 こどもは、自らに関わることについて参加するために、主として次に掲げる権利を有する。

- (1) 自らの意見を表明することができ、その年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されること。
- (2) 自らの意見を表明するために必要な助言、情報の提供その他の援助を受けることができること。
- (3) 仲間を作り、その仲間と集まること。
- (4) 社会に参画し、意見を活かされる機会があること。
- (5) 社会参加に際し、必要な支援が受けられること。

第3章 生活の場におけるこどもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第11条 保護者は、その養育することの最善の利益を考慮し、そのこどもの成長及び発達の程度に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、その養育することの権利を行使する際には、そのこどもの最善の利益を確

保するため、その子どもの年齢及び発達の程度に応じた支援に努めるものとする。

- 3 保護者は、その養育することの言葉、表情、しぐさ等から子どもの思いを受け止め、これを尊重するものとする。
- 4 保護者及び子どもと同居する者は、その子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。
- 5 保護者は、その子どもの養育に当たって、播磨町から必要な支援を受けることができる。
(子ども関係施設における権利の保障)

第12条 子ども関係施設の設置者及び管理者は、子どもが自分らしく育ち、学び、又は活動できる安全で安心な環境の整備に努めるものとする。

- 2 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、当該施設において、子どもの最善の利益を考慮し、年齢及び発達の程度に応じた適切な支援に努めるものとする。
- 3 施設関係者は、子どもが、当該施設の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。
- 4 施設関係者は、当該施設において、子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。
- 5 施設関係者は、当該施設において、いじめの防止に努めるとともに、いじめが発生した場合には、子どもの最善の利益を考慮し、関係する機関と連携し、子どもの権利の救済等に努めるものとする。
- 6 子ども関係施設の設置者及び管理者は、当該施設の職員に対し、子どもの権利についての理解を十分に深めるため、研修の機会を設けるよう努めるものとする。
- 7 播磨町は、子ども関係施設の設置者及び管理者が子どもの権利を保障するために必要な活動に対して、その支援に努めなければならない。
(地域における権利の保障)

第13条 町民等は、地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して自分らしく過ごすことができるよう努めるものとする。

- 2 町民等は、子どもが、地域の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。
- 3 町民等は、子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。
- 4 播磨町は、町民等が子どもの権利を保障するために必要な活動に対して、その支援に努めなければならない。
(他者の権利の尊重)

第14条 こどもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとする。

第4章 子どもの権利に関する基本的な施策等

(意見表明及び社会参加の機会の確保)

- 第15条 播磨町は、子どもが播磨町の施策に対して意見を表明する機会の確保に努めなければならない。
- 2 播磨町は、ボランティア活動、国際交流活動その他の子どもが社会参加する機会の確保に努めなければならない。

3 播磨町は、こどもが意見を表明し、又は社会に参加しやすくなるよう、その支援に努めなければならない。

(虐待、体罰等、いじめの防止等)

第16条 播磨町は、虐待の防止等のため、必要な体制の整備、関係する機関との連携の強化、研修の実施及び広報その他の啓発に努めなければならない。

2 播磨町は、播磨町が設置することも関係施設における虐待及び体罰等を禁止するとともに、他のこども関係施設における虐待及び体罰等の防止に必要な支援に努めなければならない。

3 播磨町は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を実施しなければならない。

4 播磨町は、虐待、体罰等及びいじめの被害者又は発見者が通報又は相談しやすい環境の整備に努めなければならない。

(特別な配慮が必要なこども及びその保護者に対する支援)

第17条 播磨町は、障害のあるこども、経済的に困窮している家庭のこども、ひとり親家庭のこども、本人又は保護者が外国籍のこども、不登校のこどもその他の特別な配慮が必要な子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、そのこども又はその保護者に対し必要な支援に努めなければならない。

2 播磨町は、前項に規定する特別な配慮が必要なこどもを把握するため、必要に応じて調査、訪問等を実施するものとする。

(成長及び発達に資する支援)

第18条 播磨町は、子どもの成長及び発達に資する体験及び交流の促進を図るとともに、当該体験及び交流のための場又は機会の提供に努めなければならない。

2 播磨町は、子どもの芸術的又は文化的な活動、運動及び余暇の利用の促進を図るとともに、これらの機会の提供に努めなければならない。

3 播磨町は、家庭及びこども関係施設以外にこどもが安心して過ごすことができる場を確保するよう努めなければならない。

4 播磨町は、子どもが必要かつ適切な医療、福祉及び教育を受けられるよう、子ども又はその保護者に対し、必要な支援に努めなければならない。

第5章 子どもの権利に関する相談、救済等

(擁護委員の設置)

第19条 町長は、子どもの権利の侵害の防止を図るとともに、権利の侵害から迅速かつ適切にこれを擁護し、及び救済するため、播磨町子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を置く。

(擁護委員の職務)

第20条 拥護委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利に関する相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害からこれを擁護し、若しくは救済するための申立て（以下「救済等の申立て」という。）又は擁護委員の発意により、調査、調整、是正等の勧告又は要請及び制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。

(3) 前号の規定による勧告、意見表明等の内容を公表すること。

(4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(擁護委員の責務)

第21条 拥護委員は、子どもの権利の擁護者として、公平かつ適切に職務を遂行するとともに、その職務の遂行に当たっては、関係する機関との連携及び協力に努めなければならない。

2 拥護委員は、その職務上の地位を政治的、営利的又は宗教的な目的に利用してはならない。

3 拥護委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(擁護委員の定数、任期等)

第22条 拥護委員の定数は、3人以内とする。

2 拥護委員は、人格が高潔であり、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 大学の教員

(3) 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士

(4) 前3号に掲げる者のほか、子どもの権利擁護に関し実務経験を有するものとして町長が認める者

3 拥護委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 町長は、擁護委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他擁護委員として明らかにふさわしくない行為があると認められる場合は、その擁護委員を解職することができる。

(擁護委員への協力)

第23条 播磨町の機関は、擁護委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

2 播磨町の機関以外のものは、擁護委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとする。

3 町長は、播磨町の機関以外のものに対し、擁護委員の職務の遂行に協力するよう要請することができる。

(相談及び救済等の申立て)

第24条 何人も、次に掲げる子どもの権利に係る事項について、擁護委員に対し、相談及び救済等の申立てを行うことができる。

(1) 播磨町内に居住する子どもに係るもの

(2) 播磨町内に通勤し、又は播磨町内に通学し、通所し、若しくは入所する子ども（前号に掲げる子どもを除く。）に係るもの（相談又は救済等の申立ての原因となった事実が播磨町内又は当該勤務先、通学先、通所先若しくは入所先の事業活動の中で生じたものに限る。）

2 救済等の申立ては、書面又は口頭で行うものとする。

3 擁護委員は、相談又は救済等の申立てがあった場合において、その内容が第1項各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

(調査及び調整)

第25条 擁護委員は、救済等の申立てに係る事実又は擁護委員の発意により取り上げた事案について、調査を行うものとする。

2 擁護委員は、擁護若しくは救済が必要なこども又はその保護者以外の者から救済等の申立てがされた場合において調査を行うときは、当該こども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該こどもの権利が現に侵害されている場合であって、その救済等のため緊急の必要性があると擁護委員が認めるときは、この限りでない。

3 擁護委員は、第1項の調査について、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

4 擁護委員は、第1項の調査のため必要があるときは、関係する播磨町の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。

5 擁護委員は、第1項の調査のため必要があるときは、こどもの権利の侵害からの擁護又は救済を図るために必要な限度において、播磨町の機関以外のものに対し、説明を求め、資料の提出を要求し、他の協力を求めることができる。

6 擁護委員は、第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、こどもの権利の侵害からの擁護又は救済のため、関係者間の調整を行うことができる。

(調査の対象外)

第26条 擁護委員は、救済等の申立てに係るこどもの権利の侵害が次のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとする。ただし、特別な事情があると認めるときはこの限りでない。

(1) 裁決、判決等により確定した権利関係に関する事案又は裁決、判決等を求め現に係争中の事案に関するものである場合

(2) いじめ防止対策推進法第28条の規定による調査が現に行われている場合

(3) 擁護委員の行為に関するものである場合

(4) 救済等の申立ての原因となった事実のあった日から10年を経過している場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、救済等の申立ての内容に重大な虚偽のあることが明らかである場合その他調査することが明らかに適當ではないと認められる場合

(勧告等の実施)

第27条 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する播磨町の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する播磨町の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた播磨町の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要請)

第28条 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する播磨町の

機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができる。

(報告及び公表)

第29条 擁護委員は、第27条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、当該播磨町の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとする。

- 2 前項の規定により報告を求められた播磨町の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、擁護委員に対して、その是正等又は改善の措置の状況について報告しなければならない。
- 3 擁護委員は、第27条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができる。
- 4 擁護委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(結果等の通知)

第30条 擁護委員は、第25条第1項の規定による調査を実施し、これを第27条から前条までの規定により処理したときは、処理の概要を次に掲げる者に対し、速やかに通知しなければならない。第25条第3項の規定により調査を中止し、又は打ち切ったときも同様とする。

- (1) 救済等の申立てを行った者
- (2) 第25条第2項の同意を得た者

(活動状況の報告等)

第31条 擁護委員は、毎年度、その活動状況について、町長に報告するとともに、これを公表するものとする。

(相談員)

第32条 町長は、擁護委員の職務の遂行を補佐するため、相談員を置く。

- 2 相談員は、子どもの代弁者として、子どもの気持ち及び思いを丁寧に聴くとともに、子どもの主体性が尊重されるよう、必要な助言その他の援助を行うものとする。
- 3 第21条の規定は、相談員について準用する。

第6章 条例の推進体制

(普及啓発)

第33条 播磨町は、子ども、保護者、町民等及び施設関係者に対し、子どもの権利の普及啓発を行うものとする。

- 2 播磨町は、家庭、子ども関係施設及び地域において子どもの権利に関する学習等が推進されるよう必要な支援及び環境の整備に努めなければならない。
- 3 播磨町は、子ども及び町民等の関心を高めるとともに、その理解を深めるため、11月を「はりま子どもの権利月間」と定め、更なる普及啓発を図るものとする。

(推進計画)

第34条 播磨町は、この条例の推進を図るため、子どもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 前項の推進計画は、子ども基本法第10条第2項の規定に基づいて策定することも施策に

についての計画を位置付けるものとする。

- 3 推進計画の評価及び検証は、播磨町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第13号）第1条の規定により設置される播磨町子ども・子育て会議で行うものとする。
- 4 前項の評価と検証は、子どもの権利の保障状況を踏まえて行うものとする。
- 5 前項の子どもの権利の保障状況を把握するため、擁護委員の意見及び様々な手段を講じ、あらゆる年代の子ども、保護者その他関係者からの意見を聴取するものとする。

第7章 雜則

（財政上の措置）

第35条 播磨町は、子どもの権利に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表人権委員会の項の次に次のように加える。

子どもの権利擁護委員	/	30,000以内
------------	---	----------

（播磨町子ども・子育て会議条例の一部改正）

- 3 播磨町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第13号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号を同条第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
(2) 播磨町いきる・そだつ・まもる・子どもの権利条例（令和7年条例第　号）第34条第3項に規定する評価及び検証を行うこと。

議案第 58 号

播磨町議会議員及び播磨町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例制定の件

播磨町議会議員及び播磨町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町議会議員及び播磨町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例

播磨町議会議員及び播磨町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年
条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

播磨町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

播磨町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(播磨町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 播磨町職員の給与に関する条例（昭和61年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号キ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号ク中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号ケ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号コ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号サ中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号シ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号ス中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号セ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号ソ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号タ中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第26条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の70」」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を加える。

第27条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係） 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700
	2	円 196,900	円 243,300	円 277,300	円 311,300	円 334,400	円 368,500	円 422,600
	3	円 198,100	円 244,700	円 278,300	円 312,700	円 336,200	円 370,100	円 424,500
	4	円 199,200	円 246,100	円 279,300	円 314,100	円 337,900	円 371,700	円 426,300
	5	円 200,300	円 247,500	円 280,300	円 315,500	円 339,600	円 373,300	円 428,100
	6	円 202,000	円 248,900	円 281,300	円 316,600	円 341,300	円 375,100	円 429,900
	7	円 203,600	円 250,300	円 282,200	円 317,600	円 343,000	円 376,600	円 431,700
	8	円 205,200	円 251,700	円 283,200	円 318,800	円 344,600	円 378,200	円 433,500

	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500

	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	

	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		

	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
	86	266, 200	305, 800	355, 700				
	87	266, 500	306, 100	356, 100				
	88	266, 800	306, 400	356, 500				
	89	267, 100	306, 700	356, 700				
	90	267, 400	307, 000	357, 100				
	91	267, 700	307, 300	357, 500				
	92	268, 000	307, 600	357, 900				
	93	268, 300	307, 800	358, 100				
	94		308, 000	358, 400				
	95		308, 300	358, 800				
	96		308, 700	359, 100				
	97		308, 900	359, 400				
	98		309, 200	359, 800				
	99		309, 500	360, 200				
	100		309, 900	360, 600				
	101		310, 100	361, 100				
	102		310, 400	361, 500				
	103		310, 700	361, 900				
	104		311, 000	362, 300				

	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円

短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800
---------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 播磨町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第26条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」」に改める。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「「100分の95」」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」」を、「100分の87.5」の次に「と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000

第4条 播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」」に、「「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」」を「「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」」に改める。

(播磨町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 播磨町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

号給	給料月額（円）
1	206,700
2	208,400
3	210,000
4	211,600
5	213,100
6	214,800
7	216,500
8	218,200
9	219,400
10	221,000
11	222,600
12	224,100
13	225,600
14	227,200
15	228,800
16	230,400
17	232,000
18	233,700
19	235,000
20	236,300
21	237,600

22	238,700
23	239,800
24	240,900
25	242,000
26	242,900
27	243,800
28	244,800
29	245,800
30	246,700
31	247,600
32	248,400
33	249,200
34	249,900
35	250,500
36	251,100
37	251,800
38	252,400
39	253,000
40	253,600
41	254,100
42	254,700
43	255,300
44	255,800

45	256, 200
46	256, 600
47	256, 900
48	257, 200
49	257, 500
50	257, 800
51	258, 100
52	258, 400
53	258, 700
54	259, 000
55	259, 300
56	259, 600
57	259, 900
58	260, 200
59	260, 500
60	260, 800
61	261, 100
62	261, 400
63	261, 700
64	262, 000
65	262, 300
66	262, 600
67	262, 900

68	263, 200
69	263, 500
70	263, 800
71	264, 100
72	264, 400
73	264, 700
74	265, 000
75	265, 300
76	265, 600
77	265, 900
78	266, 200
79	266, 500
80	266, 800
81	267, 100
82	267, 400
83	267, 700
84	268, 000
85	268, 300
86	269, 000
87	270, 000
88	271, 000
89	271, 900
90	272, 700

91	273,600
92	274,400
93	275,200
94	276,000
95	276,700
96	277,400
97	278,200
98	279,000
99	279,600
100	280,300
101	281,100
102	281,800

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 第1条の規定による改正後の播磨町職員の給与に関する条例（次項において「第1条の規定による改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「第3条の規定による改正後の任期付職員条例」という。）、及び第5条の規定による改正後の播磨町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「第5条の規定による改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内扱)
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例又は第5条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の播磨町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第5条の規定による改正前の播磨町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規

定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例又は第5条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 60 号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、5,000万円」を「1億5,000万円」に改める。

第3条中「750万円」を「2,000万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決に付された契約については、この条例による改正後の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 61 号

播磨町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

播磨町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（令和6年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「午前9時から午後9時まで」を「午前8時30分から午後5時15分まで」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 62 号

播磨町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例制定の件

播磨町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

播磨町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名中「家庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加える。

第1条中「家庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加える。

第2条の見出し中「家庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加え、同条中「以下「運営基準」という。」を「以下「家庭的保育事業等の運営基準」という。」又は「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「乳児等通園支援事業の運営基準」という。」に改める。

第3条の見出し中「家庭的保育事業等」の次に「及び乳児等通園支援事業」を加え、同条中「運営基準」を「家庭的保育事業等の運営基準」に改め、「行う者」の次に「又は乳児等通園支援事業の運営基準第3条に規定する乳児等通園支援事業を行う者」を加える。

第4条中「事項は、」の次に「町長が」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 63 号

播磨町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

播磨町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

播磨町学校給食費に関する条例（令和4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び播磨町立認定こども園」を「、播磨町立幼稚園及び播磨町立認定こども園」に改め、同条に次の1号を加える。

（7）幼児 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。

第3条中「並びに」の次に「播磨町立幼稚園又は」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の播磨町学校給食費に関する条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 64 号

播磨町立学校使用条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町立学校使用条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町立学校使用条例の一部を改正する条例

播磨町立学校使用条例（昭和61年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「若しくは」を「又は」に改める。

第12条を次のように改める。

（使用後の清掃及び点検）

第12条 使用を終わったときは、直ちに施設の清掃を行い、その旨を係員に報告しなければならない。

2 係員は、定期的に施設の使用状況を点検しなければならない。

別表に次の1表を加える。

（6） 空調設備

区分	単位	1時間当たり
体育館	全面	1,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 65 号

播磨町一時預かり事業保育料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町一時預かり事業保育料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町一時預かり事業保育料徴収条例の一部を改正する条例

播磨町一時預かり事業保育料徴収条例（平成28年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「同じ。」の次に「及び播磨町立幼稚園に在籍する園児」を加え、同項第2号中「園児」の次に「及び播磨町立幼稚園に在籍する園児」を加え、「日額1,300円」を「日額1,000円」に改め、同項第3号から第5号までを削り、同条に次の1項を加える。

- 3 利用保護者は、第1項第2号の場合に食事の提供を希望するときは、第1項の規定による保育料のほか、当該食事の提供を希望する月ごとに、1食当たりの額（食事の提供に要する経費の範囲内で規則で定める額）に当該月における食事の提供を希望する日（食事の提供を受けたか否かにかかわらず、物資の発注対象となった日をいう。）の数を乗じて得た額を納入しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の播磨町一時預かり事業保育料徴収条例第2条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の一時預かり事業の利用に係る保育料について適用し、施行日の前日までの一時預かり事業の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

議案第 66 号

播磨町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

播磨町立公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 播磨町東部コミュニティセンターの項位置の欄中「二子418番地の3」を「古宮3丁目2番52号」に改める。

別表第2の(2)を次のように改める。

(2) 東部コミュニティセンター

区分	午前9時から午後9時30分まで 1時間当たり
室名	
多目的ホール	400円
研修室(1)	300円
研修室(2)	100円
研修室(3)	100円
視聴覚室	100円
和室	100円
料理教室	100円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の播磨町立公民館の設置及び管理に関する条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 67 号

小型船舶係留施設及びその付帯施設指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 施設の名称及び位置

名 称 小型船舶係留施設及びその付帯施設
位 置 兵庫県加古郡播磨町本荘2丁目地先

2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 大阪府泉佐野市りんくう往来北6番地
名 称 泉佐野ウォーターフロント株式会社
代表者の氏名 代表取締役 小澤 力也

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

議案第 68 号

令和7年度播磨町一般会計補正予算（第4号）

令和7年度播磨町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8, 186万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億7, 482万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

第1表 岁入歳出予算補正

1 岁 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 町税		5,894,280	54,500	5,948,780
	2 固定資産税	2,782,605	52,000	2,834,605
	3 軽自動車税	88,300	2,500	90,800
14 国庫支出金		2,451,156	144,683	2,595,839
	1 国庫負担金	1,790,891	143,607	1,934,498
	2 国庫補助金	652,833	1,076	653,909
15 県支出金		1,102,545	79,169	1,181,714
	1 県負担金	776,522	70,649	847,171
	2 県補助金	232,281	△ 6,964	225,317
	3 委託金	93,742	15,484	109,226
17 寄附金		6,506	978	7,484
	1 寄附金	6,506	978	7,484
18 繰入金		1,209,409	122,122	1,331,531
	1 基金繰入金	1,207,240	122,122	1,329,362
20 諸収入		494,011	33,017	527,028
	5 雑入	468,344	33,017	501,361
21 町債		263,800	147,400	411,200
	1 町債	263,800	147,400	411,200
歳 入 合 計		14,492,951	581,869	15,074,820

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		125,763	214	125,977
	1 議会費	125,763	214	125,977
2 総務費		1,850,769	33,729	1,884,498
	1 総務管理費	1,500,267	23,338	1,523,605
	2 徴税費	166,501	4,080	170,581
	3 戸籍住民基本台帳費	143,130	6,311	149,441
3 民生費		5,944,603	284,033	6,228,636
	1 社会福祉費	3,047,320	294,209	3,341,529
	2 児童福祉費	2,897,083	△ 10,176	2,886,907
4 衛生費		921,438	4,179	925,617
	1 保健衛生費	497,600	586	498,186
	2 清掃費	423,838	3,593	427,431
6 農林水産業費		213,926	340	214,266
	1 農業費	195,167	340	195,507
7 商工費		125,965	1,600	127,565
	1 商工費	125,965	1,600	127,565
8 土木費		1,351,393	9,499	1,360,892
	1 土木管理費	219,686	2,853	222,539
	2 道路橋りょう費	216,418	4,000	220,418
	4 都市計画費	896,042	2,646	898,688
9 消防費		536,286	11,130	547,416
	1 消防費	536,286	11,130	547,416
10 教育費		2,285,227	237,145	2,522,372
	1 教育総務費	553,947	10,411	564,358
	2 小学校費	266,749	7,372	274,121
	3 中学校費	145,601	6,268	151,869
	4 幼稚園費	293,209	13,853	307,062
	5 社会教育費	451,080	2,176	453,256
	6 保健体育費	574,641	197,065	771,706
歳 出 合 計		14,492,951	581,869	15,074,820

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額 (千円)
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理事業	3 6 , 8 0 0
9 消防費	1 消防費	消防施設維持管理事業	3 , 4 2 0
10 教育費	6 保健体育費	総合体育館大体育室空調設備整備事業	1 9 4 , 5 3 9

第3表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
街路樹管理委託料（町道街路樹剪定・防除・かん水）	令和7年度～ 令和8年度	千円 21,565
都市公園樹木管理委託料	令和7年度～ 令和8年度	千円 16,000
播磨西小学校水泳授業指導等業務委託料	令和7年度～ 令和8年度	千円 8,193
蓮池小学校南校舎大規模改造事業実施設計業務委託料	令和7年度～ 令和9年度	千円 29,937
播磨中学校屋内運動場大規模改造事業実施設計業務委託料	令和7年度～ 令和8年度	千円 20,894
学校給食事業（学校給食用物資等購入費（小中分））	令和7年度～ 令和8年度	千円 133,391
学校給食事業（学校給食用物資等購入費（幼稚園分、認定こども園分））	令和7年度～ 令和8年度	千円 16,974

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
調理等業務委託料（蓮池小学校）	令和7年度～ 令和12年度	千円 214,590	補正前に同じ	千円 239,996

第4表 地方債補正

追 加

起債の目的	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
総合体育館大体育室空調設備整備事業 総合体育館大体育室空調設備整備事業債	千円 1 4 7, 4 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しが行われた場合においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間5年を含み償還期限を25年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

議案第 69 号

令和 7 年度播磨町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度播磨町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 988 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34 億 8, 177 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 2 日提出

播磨町長 佐伯謙作

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 県支出金		2,565,393	8,620	2,574,013
	3 県負担金・補助金	2,565,393	8,620	2,574,013
10 繰入金		351,051	1,262	352,313
	1 繰入金	351,051	1,262	352,313
歳 入	合 計	3,471,889	9,882	3,481,771

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		35,671	362	36,033
	1 総務管理費	29,065	362	29,427
2 保険給付費		2,486,114	8,620	2,494,734
	1 療養諸費	2,144,782	6,668	2,151,450
10 諸支出金	5 出産育児諸費	10,005	1,952	11,957
		15,979	900	16,879
	1 諸支出金	15,979	900	16,879
歳 出	合 計	3,471,889	9,882	3,481,771

議案第 70 号

令和 7 年度播磨町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度播磨町の介護保険事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 124 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 9, 192 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 2 日提出

播磨町長 佐伯謙作

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰入金		632, 857	1, 248	634, 105
	1 一般会計繰入金	532, 408	1, 248	533, 656
歳 入 合 計		3, 290, 676	1, 248	3, 291, 924

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		104, 589	1, 248	105, 837
	1 総務管理費	82, 389	825	83, 214
	2 徴収費	3, 608	423	4, 031
歳 出 合 計		3, 290, 676	1, 248	3, 291, 924

議案第 71 号

令和7年度播磨町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度播磨町の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,054万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		118,936	△ 614	118,322
	1 一般会計繰入金	118,936	△ 614	118,322
歳 入 合 計		621,159	△ 614	620,545

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		6,097	502	6,599
	2 徴収費	3,340	502	3,842
2 後期高齢者医療広域連合納付金		614,112	△ 1,116	612,996
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	614,112	△ 1,116	612,996
歳 出 合 計		621,159	△ 614	620,545

議案第 72 号

令和7年度播磨町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度播磨町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	721, 137	1, 934	723, 071
第1項 営 業 費 用	690, 939	1, 934	692, 873

第3条 予算第4条本文括弧中「303, 388千円」を「337, 731千円」に、「43, 823千円」を「62, 011千円」に、「259, 565千円」を「275, 720千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	401, 593	166, 600	568, 193
第1項 企 業 債	309, 800	133, 300	443, 100
第5項 補 助 金	0	33, 300	33, 300

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	704, 981	200, 943	905, 924
第1項 建設改良費	556, 581	200, 943	757, 524

第4条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり改める。

補正前

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	西野添～上野添 地区（D B） 基幹管路等布設 替工事	千円 626, 660	令和7年度	千円 23, 000
				令和8年度	千円 510, 000
				令和9年度	千円 93, 660

補正後

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的 支出	建設 改良費	西野添～上野添 地区（D B） 基幹管路等布設 替工事	補正前に同じ	令和7年度	千円 223,000
				令和8年度	千円 310,000
				令和9年度	千円 93,660

第5条 予算第6条に定めた債務負担行為を次のとおり追加する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
水道薬品購入	令和7年度 ～ 令和8年度	千円 8,871

第6条 予算第7条に定めた企業債の限度額を次のとおり改める。

補正前

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業 (建設改良事業)	千円 309,800	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内とする。	据置期間5年を含み償還期限を40年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

補正後

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業 (建設改良事業)	千円 443,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前に同じ

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	93, 201	2, 877	96, 078

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

議案第 73 号

令和7年度播磨町下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度播磨町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	948, 883	△205	948, 678
第1項 営 業 費 用	846, 377	△205	846, 172

第3条 予算第4条本文括弧中「316, 357千円」を「316, 642千円」に、「144, 968千円」を「145, 253千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1, 433, 105	285	1, 433, 390
第1項 建設改良費	972, 741	285	973, 026

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	46, 295	80	46, 375

令和7年12月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作